

基安安発 0517 第 2 号  
国 海 環 第 7 号  
国 港 経 第 1 1 号  
国 港 技 第 1 8 号  
平成 22 年 5 月 17 日

(別記団体の長 あて)

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長  
国土交通省海事局安全・環境政策課長  
港湾局港湾経済課長  
港湾局技術企画課長

#### 船舶内工務・作業に関する事故防止対策について

かねてより労働安全衛生行政や海事行政など厚生労働省及び国土交通省の施策に関して御理解及び御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

船舶内工務・作業に関する事故防止対策の検討のため、昨年 9 月以来、貴団体から委員の御参加をいただき開催されてきた「船舶内工務・作業に関する事故防止対策検討委員会」におきましては、去る 3 月 31 日の第 5 回会合を経て検討結果のとりまとめが行われ、本日、その内容が公表されたところです。

その中では、「船舶内工務・作業類型ごとの安全管理マニュアル」や「モデル情報伝達ルート」の作成等が行われるとともに、貴団体等に対して、それらの傘下会員等への分かりやすい周知等及び「船舶内工務・作業に係る事故やインシデントの事例データの収集・整理」、「高齢作業者の豊富な知見の安全面への計画的な活用」などの事項が提言されております。(詳細は「検討結果とりまとめ」(本文)等をご参照ください。)

つきましては、貴団体におかれましては、今回の検討の趣旨を踏まえ、「検討結果とりまとめ」中の次の事項のような船舶内工務・作業に関する事故防止対策について、貴団体や貴業界の実情に応じた適切な方法及び範囲で、より一層推進して下さいますようお願い申し上げます。

- 「船舶内工務・作業類型ごとの安全管理マニュアル」の内容を参考に、必要に応じて既存の安全管理マニュアルを船舶特有の観点を加えて再編集等をした上、適切な手段により、船舶内工務・作業の安全確保についての必要事項を傘下会員や作業員等へ周知。
- 「モデル情報伝達ルート」の内容を参考に、船舶内工務・作業に係る発注側・受注側双方の各関係者において、必要な安全(危険)情報の現場への確実な周知のために果たすべき役割を適切に実施することを確保。
- 今般の「船舶内工務・作業に係る事故やインシデントの事例データ」の収集・整理を契機に、引き続き、このデータの追加・充実や整理などを行いつつ、傘下会員や作業員等が当該データを共有することを通じて船舶内工務・作業の危険性をより認識するような仕組みづくりを検討。
- 「ベテラン作業員が他の人に効果的に教育をするための技能を習得できるシステム」など、高齢作業員の豊富な知見や経験を業界全体や傘下会員（会社）全体の安全性向上へと計画的に活用するための体制づくりについて、貴業界の実情に応じて検討。
- 必要に応じて、一般的な「危険予知訓練」などを導入する等、船舶内工務・作業の事故防止に資する他の施策を適切に実施。

また、以上の対策に係る今後の当局との連携・調整につきましても、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(別記団体の長)

[現場関係団体]

- ・ 全日本海員組合組合長
- ・ 全国港湾労働組合連合会中央執行委員長

[海事関係団体]

- ・ 船員災害防止協会会長
- ・ 日本内航海運組合総連合会会長
- ・ 全国内航タンカー海運組合会長
- ・ 社団法人日本船主協会会長

[工務・作業関係団体]

- ・ 社団法人日本造船工業会会長
- ・ 社団法人日本中小型造船工業会会長
- ・ 社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長
- ・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
- ・ 社団法人日本海上起重技術協会会長
- ・ 社団法人日本埋立浚渫協会会長